

緊急事態宣言解除

1カ月ぶりの登校

新型コロナウイルス感染症対策の一斉臨時休業により、村内の小中学校は4月22日から休校していましたが、緊急事態宣言の解除を受け、5月20日から段階的に登校し25日に学校を再開しました。

再開にあたり、学校ではこまめな換気と共有部分（ドアノブなど）の消毒、手洗いの励行を徹底し、感染症対策に努めました。スクールバスについては、乗車率の高い路線はバスを増やし、児童生徒が密集して乗車することがないように対策をとりました。

久しぶりの級友との再会に、子どもたちは笑顔を見せていました。



久しぶりの登校に足取り軽やかな児童



コロナに負けない！活発な授業の様子



手洗いもしっかりと行って感染症対策

議会が村へ要望書提出

平田村議会の吉田好之議長と新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の太田清実委員長が5月21日、村独自の支援策に関する要望書を村長に手渡しました。

今回の緊急事態宣言による休業要請や外出自粛などの影響により、本村でも個人事業者を含む小規模事業者や企業の売り上げが減少している状況から、村内の事業者を守るためにも国の支援対象とならない事業者に、村独自の支援を検討して欲しいと要望書が提出されました。



要望書を手渡す吉田議長と太田委員長

商工会が村へ要望書を提出 飲食・宿泊業等の利用促進へ

平田村商工会の荒川英義会長と室賀克也経営指導員が6月1日、役場を訪れ、村内の飲食・宿泊業の利用促進に関する要望書を村長に手渡しました。

村内経済全般が低迷している中で、村と商工会が共に協力し経済復興に対する機運を高めていこうと話しました。



要望書を手渡す荒川商工会長

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

支 援 事 業	名 称		対象者・要件	支援内容	申請窓口
	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 防 止 経 営 支 援 助 成 事 業	感染症拡大防止協力金助成事業	令和2年4月28日から5月6日まで福島県の休業要請により休業・時間短縮営業をし、福島県の「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の支給決定を受けた村内の飲食店・宿泊業者等	1店舗 10万円	平田村商工会 ☎ 55-2276
		感染症拡大防止支援金助成事業	5月7日以降も引き続き休業等に協力、新しい生活様式（飛沫感染防止対策）に対応し、福島県の「新型コロナウイルス感染症拡大防止支援金」の支給決定を受けた村内の飲食店・宿泊業者等	1店舗 10万円	
		持続化給付金助成事業	売上が前年同月比で50%以上減少し、国の「持続化給付金」の給付決定を受けた中小企業・小規模事業者	1事業者 10万円	
	事業継続支援金助成事業		国の持続化給付金対象外で、前年の事業収入が100万円以上かつ令和2年4、5月のいずれかの月の売上が30%以上50%未満の事業者（ただし、水稻・畜産農家は除きます）	1事業者 10万円	(商工林業者の方) 平田村商工会 ☎ 55-2276 (農業の方) 平田村産業課 ☎ 55-3115
	雇用調整助成金申請費用助成事業		従業員の雇用維持を図るため、雇用調整助成金の支給申請を社会保険労務士等に依頼、中小企業が支払った申請費用の2分の1を助成します	実負担額の1/2 (上限20万円)	平田村商工会 ☎ 55-2276
特別資金信用保証料助成事業		セーフティネット保証4号、5号及び危機関連保証の借入を行った事業者に対し、負担した信用保証料の2分の1を助成します	実負担額の1/2 (上限20万円)		
猶 予 ・ 減 免	村税の納付猶予特例		令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少し、一時に納税を行うことが困難である	担保・延滞税なし (1年間)	税務課 ☎ 55-3113
	中小事業者等の令和3年度固定資産税の軽減		令和2年2月～10月の任意の期間（3カ月）の売上高が前年同期から30%以上減少している	課税標準額を1/2または0とする	
	国民健康保険税の減免		主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合及び主たる生計維持者の収入が前年に比べて10分の3以上減少することが見込まれる世帯	全額免除または一部減免	健康福祉課 ☎ 55-3119
	介護保険料の減免				
	村営住宅使用料（家賃）の減免		失業や事業の休業などで収入が減少するなど、一定の要件に該当する方 令和2年4月、5月分（緊急事態宣言発出期間）	住宅使用料全額免除	地域整備課 ☎ 55-3116
	簡易水道使用料基本料金の減免			一般用：月額1,625円 営業用：月額3,000円	
	農業集落排水処理施設使用料基本料金の減免			一般住宅：月額2,750円 店舗兼住宅：月額5,500円	

※支援事業についての問い合わせ 産業課☎ 55-3115

公民館事業も再開

公民館事業は、6月1日から再開しました。ぜひ、ご参加ください。

また、各施設についても開館しましたので、外出自粛により運動不足となった体をほぐし、心と体をリフレッシュしましょう。

なお、各事業や教室等の参加を再募集します。チラシを配布しますのでご確認のうえお申込みください。

【問い合わせ】

中央公民館 ☎ 55-2131

総合健診日程変更のお知らせ

6月に実施を予定していた総合健診及び各種がん検診は次のとおり延期します。

実施日 12月3日・4日・6日

特定健康診査（40～74歳）の施設健診は変更ありません。

実施日 8月1日～令和3年3月31日

石川・田村郡内の医療機関で受診できます。

※施設健診を希望する方には受診券を発行します。住民課までご連絡ください。

人間ドック事業は準備が整い次第対象者へ随時案内を送付します。

【問い合わせ】

健康福祉課 ☎ 55-3119
住民課 ☎ 55-3112